

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業社名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ビッグ・エス	午前9時	午後9時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分まで

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口数：2箇所

位 置：建物配置図に表示

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後8時まで

2. 意見

当該案件は大規模小売店舗立地法に基づく「指針」において求められている配慮事項について、適切な対応がなされていると考えられるため、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく、周辺の地域の生活環境の保持の見地からの知事の意見を述べる必要がないものと認めます。